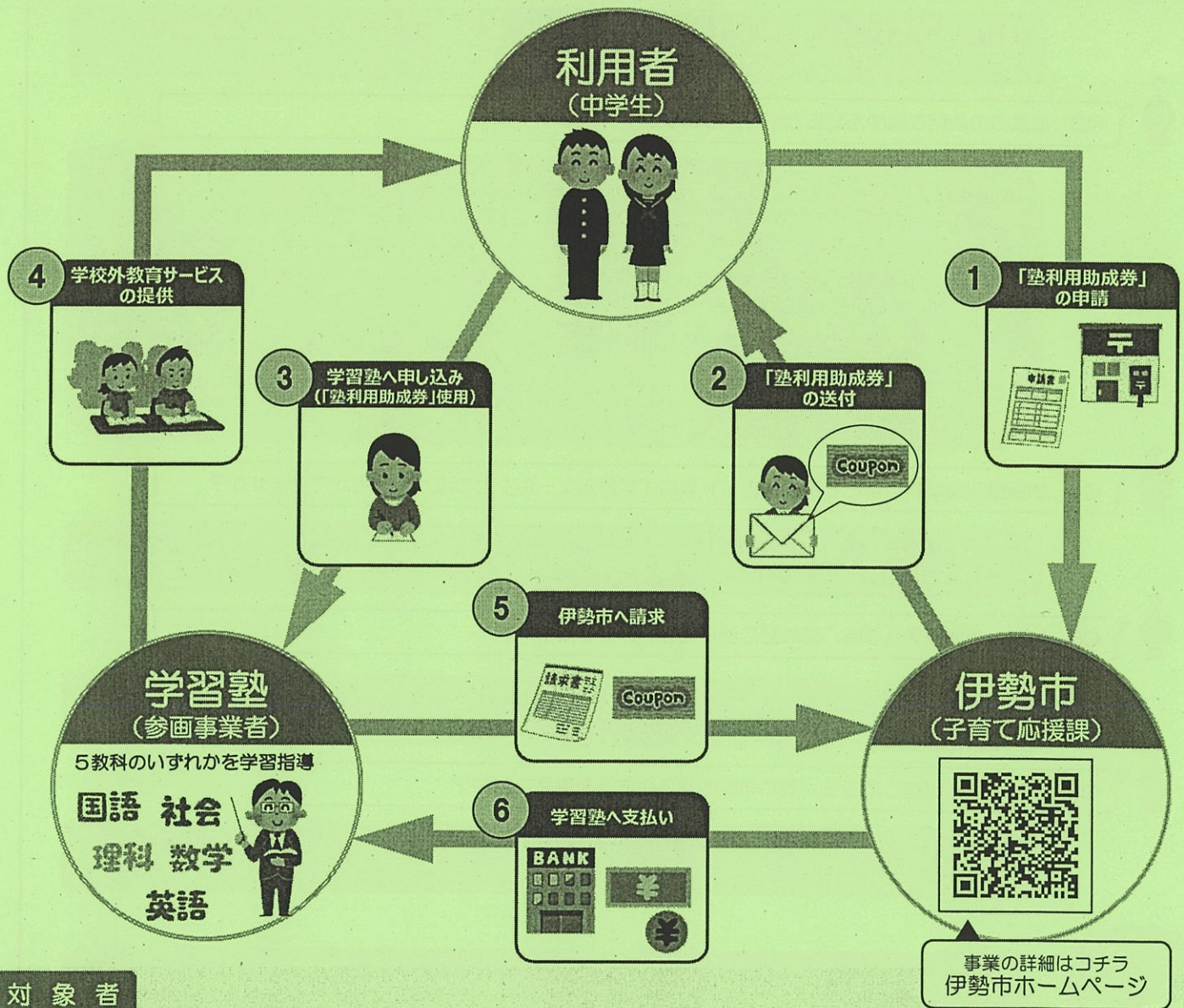


伊勢市子どもの学習塾利用助成事業

中学生の学習塾の 費用を助成します

年 **10万円**
就学援助受給世帯は
年 **6万円**



対象者

伊勢市在住で、次の(1)、(2)のどちらにも該当する方

- (1) 中学校、義務教育学校後期課程又は特別支援学校中等部に在籍する生徒とその保護者
- (2) 生活保護を受給する世帯・市民税が非課税である世帯・就学援助を受給する世帯

助成額

生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	年10万円まで
就学援助受給世帯	年 6万円まで

利用方法

- ① 申請書に次の書類を添えて、伊勢市役所子育て応援課へ提出してください。学校は提出先ではありません。
 - ・生活保護受給世帯の方は…「生活保護受給証明書」(注)伊勢市で生活保護を受給中の場合は省略可能
 - ・市民税非課税世帯の方は…「非課税証明書」(注)令和3年1月1日以前より伊勢市に住居登録がある場合は省略可能
 - ・就学援助受給世帯の方は…「就学援助費申請に伴う認定結果について(通知)」の写し
- ② 利用決定者には、「塾利用助成券」と「参画事業者(学習塾)リスト※」が送られてきます。
※「参画事業者(学習塾)リスト」は、伊勢市ホームページに最新の情報を掲載しています。
- ③ 「参画事業者(学習塾)リスト」にある学習塾へ申し込みをしてください。
- ④ 学習塾の月謝などの費用を助成券で支払います。(助成額を超えた費用は、自己負担額となります)

学習塾利用助成の利用にあたっての

Q&A



Q1 通信教育や家庭教師などの費用に助成券を使用できますか？

通信教育や家庭教師、自宅でのeラーニングやインターネットを使用する指導などは、助成券の対象外のため利用できません。事業所などに集合して指導する形態の学習塾のみに利用できます。



Q2 助成券は、どのような費用の支払いに使用できますか？

学習塾（参画事業者）の学習指導を行うサービス費用（入会金、受講料、テキストなど）の支払いに利用できます。ただし、試験料のみ助成券の対象外です。



Q3 助成券の使用枚数や方法に制限がありますか？

助成券が使用できる月額上限はありませんので、複数枚の助成券の使用も可能です。

※助成券は、5,000円券と1,000円券の2種類があります。（おつりは出ません）

※月ごとの使用枚数（金額）を学習塾と取り決めておくことをお勧めします。

（例1）授業料が月1万6,500円（税込み）の学習塾を使用（年19万8,000円必要）

・助成券1万円（5,000円券×2枚）と現金6,500円で支払い ⇒ OK

・助成券1万6,500円（5,000円券×3枚と1,000円券×2枚）で支払い ⇒ OK

※1,000円券を500円として使用する場合、利用者が助成券に500円と記入して学習塾へお渡してください。

（例2）夏期講習が5万円の学習塾を使用（5万円必要）

・助成券5万円（5,000円券×10枚）で支払い ⇒ OK

※残りの助成券は、次の年度に使用することはできません。

注意



Q4 学習塾利用助成と子ども学習サポート事業「学習塾エール」との両方の利用ができますか？

どちらも伊勢市が行う学習支援事業ですが、同時に利用することはできません。お子さんと相談していただき、どちらか一つのみを利用してください。



Q5 助成券が残りそうな時、弟の分に使ってもいいですか？

助成券の使用は、使用する生徒本人に限定して可能となっています。兄弟姉妹間であっても、他の人の分は使用できませんので、ご注意ください。



Q6 伊勢市外へ引越した後も、同じ年度内なら助成券を使えますか？

伊勢市から他の市町村へ転出された場合は、助成券の使用はできなくなりますので、子育て応援課へ必ず助成券を返却してください。

重要!



・助成券は、この事業に参画する学習塾（参画事業者）で使用することができます。

・「参画事業者（学習塾）リスト」に掲載されていない学習塾で助成券を使用したい場合、利用者から学習塾へ問合せをしていただくか、伊勢市へ登録を依頼することができます。

※登録依頼した学習塾が必ず参画事業者として登録されるとは限りませんので、ご了承ください。

・わからないことがありましたら、子育て応援課へお問い合わせください。

申請先及び問い合わせ先

伊勢市役所 健康福祉部 子育て応援課 子育て応援係

住所 〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号

TEL 0596-21-5713 FAX 0596-21-5555

平日8:30~17:15（月曜のみ19:00まで、土日・祝日・年末年始はお休み）